

入 札 説 明 書

宮崎県が行う県立日南病院中央監視管理業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年8月24日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 県立日南病院中央監視管理業務
- (2) 委託内容 施設設備の運転監視、保守及び防災業務
- (3) 履行場所 県立日南病院
日南市木山1丁目9番5号
- (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を病院局財務規程(平成18年病院局企業管理規程第15号。以下「規程」という。)第110条に基づく範囲内(予定価格の10分の6以上)の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、入札公告に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある

場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札等の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 担当部局

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号

郵便番号 8 8 7 - 0 0 1 3 電話番号 0 9 8 7 (2 3) 3 1 1 1

5 入札説明書等の閲覧等

(1) 県立日南病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日の前日まで閲覧に供する。

ア 入札公告の写し

イ 入札説明書

ウ 県立日南病院中央監視管理業務仕様書

エ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料

(2) 入札説明書等は、県立日南病院ホームページ [https://www.nichinan-kenbyo.jp] にダウンロードできる形式で掲載するものとする。

6 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

7 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 質問の受付期間

令和 8 年 8 月 2 4 日から令和 8 年 9 月 1 日午後 5 時まで

(2) 受付場所及び方法

県立日南病院 総務課整備担当へファクシミリ又は電子メールで送付すること。

県立日南病院 F A X : 0 9 8 7 (2 3) 5 1 4 2

県立日南病院アドレス: nichinan-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 回答の閲覧

質問書に対する回答は、県立日南病院ホームページに次の期間掲載することにより行う。

ア 閲覧場所

県立日南病院ホームページ

[県立日南病院ホームページ: <https://www.nichinan-kenbyo.jp>]

イ 閲覧期間

令和 8 年 9 月 7 日まで

(4) その他

受付期間内に到着しなかった質問、ファクシミリ及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第 1 号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所

- 4に同じ
- (2) 入札書受付期間
令和8年9月2日から令和8年9月7日午後5時まで
- (3) 入札書の日付
入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）
日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。
- (4) 提出方法
送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。9月7日必着とする。）
又は持参により提出するものとする。
- (5) 入札書の記載方法
- ア 1回目の入札書の日付は、入札書受付期間の日付を記入すること。庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第3条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の押印とすること。
- イ 入札金額は、別添業務委託仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月8日開封《県立日南病院中央監視管理業務》の入札書在中」と記載し、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の封皮には「9月8日開封《県立日南病院中央監視管理業務》の入札書在中」と記載すること。
- エ 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印すること（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用する。ただし、入札書の表記金額や明らかに異なる物件名等については訂正できない。）
- オ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

9 開札

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて開札を行う。

10 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者として決定する。

11 再度の入札

- (1) 予定価格を入札前に公表していない入札において、開札の結果、落札候補者となるべき

者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。

- (2) 再度の入札において、代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第2号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (3) 初度の入札において、失格又は無効とされた者は、再度の入札に参加できない。
- (4) 再度の入札の回数は、1回とする。
- (5) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (6) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (7) 再度の入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。
- (8) 再度の入札においても落札候補者となるべき者がおらず、予定価格超過者のうち最低価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。
- (9) 前項の規定による随意契約においても、13の規定に準じて資格確認を行った上で、契約の相手方として決定する。
- (10) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした場合は、14の(3)の規定に準じて、通知を行う。

1.2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。

なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

1.3 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第3号）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）並びに各調書の内容を

証明するものの写しの提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。

ア 同種業務実績調書（別記様式第4号）

イ 配置技術者の資格等調書（別記様式第5号）

- (2) 申請書等の提出は、申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。ただし、発注者が指示した場合はこの限りでない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は発注者が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

1.4 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者が決定した場合にあっては、落札決定通知書（別記様式第6号）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がない場合（1.3の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

1.5 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受領した者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受領したときは、当該書面を受領した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとされた確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に1.6の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第8号）により当該他の落札候補者に通知する。

1.6 次順位者の資格確認

- (1) 落札候補者に入札参加資格がない場合、落札候補者の落札決定を取り消した場合又は入札が無効である場合は、入札参加資格がない者、落札決定を取り消された者又は入札が無効である者（以下「無効者等」という。）以外の同価入札者が2人以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、無効者等以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては無効者等の次に予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、無効者等に1.4の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該無効者等から1.5の(1)に規定する説明を求める書面を受領したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は1.3の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

1.7 入札の無効

規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この説明書及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

18 その他

- (1) この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。
- (2) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記12の(2)を確認する書類を契約の日までに提出すること。
- (3) 13に規定する申請書等及び15に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。